

## 広島県告示第四百四十一号

平成十八年広島県告示第八百六十号（平成十九年度及び平成二十年度において県が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等。以下「告示」という。）の追加申請期間等について、次のとおり定めた。

平成二十年四月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 一 追加申請期間

#### 1 窓口における申請

別表上欄のとおり

#### 2 電子申請

別表各号上欄の期間内に電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、持参又は郵送等により別に提出すべき添付書類を同表各号下欄の日までに広島県土木局総務管理部建設産業課（広島市中区基町一〇番五二号）に到達させなければならぬ（期限までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

### 二 申請に係る添付書類の特例

別表各号上欄の期間に行う追加申請には、告示別表第二号上欄ただし書の規定にかかわらず、それぞれ別表各号中欄に掲げる日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書（以下「通知書」という。）で最新かつ入札参加資格を申請する日に有効であるものを添付するものとする。ただし、平成二十年四月一日以降に建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第二十条第二項に規定する再審査を受けた通知書を添付する場合にあつては、その通知書の審査基準日と同じ日を審査基準日とする再審査を受ける前の通知書を併せて添付し、平成二十年四月一日以降に経営事項審査を受けた通知書（再審査を受けたものを除く。）を添付する場合にあつては、別記様式第六号の経営事項審査総合評定値再計算申立書及び別記様式第七号の技術職員名簿を併せて添付するものとする。

また、告示別表第二第七号上欄の規定にかかわらず、追加申請を行う日の属する月の前の末日現在の状況を示す技術職員名簿を添付するものとする。

### 別表

追加申請期間	経営事項審査の結果通知書等の審査基準日	電子申請において別に提出すべき添付書類の到達期限
平成二〇年六月一六日（月）から平成二〇年六月二〇日（金）まで	平成一八年一月一七日	平成二〇年六月二七日（金）
平成二〇年九月二一日（木）から平成二〇年九月一八日（木）まで	平成一九年二月二日	平成二〇年九月二六日（金）

## 経営事項審査総合評定値再計算申立書

平成 年 月 日

広島県知事 様

広島県建設工事競争入札参加資格審査申請に当たり、総合評定値の再計算の申立てをします。  
この申立書の記載事項は、事実と相違ありません。

申立者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

建設業許可番号:

審査基準日: 平成 年 月 日

## 1 自己資本額及び建設業従事職員数に係る項目

建設業に従事する職員の数(単位:人)

(当期又は2期平均)

## 2 経営状況に係る項目

(1) 貸借対照表に係る項目	金額(単位:千円)	(2) 損益計算書に係る項目	金額(単位:千円)
受取手形		販売費及び一般管理費	
完成工事未収入金		当期純利益	
未完成工事支出金		法人税等調整額	
売掛金		引当金増減額(前期の金額との比較)	
支払手形		(3) 完成工事原価報告書に係る項目	金額(単位:千円)
工事未払金		材料費	
短期借入金		労務費内訳の労務外注費	
未完成工事受入金		外注費	
買掛金		(4) 株主資本等変動計算書に係る項目	金額(単位:千円)
コーポレイト・ペーパー		剰余金の配当	
社債		(5) 注記表等に係る項目	金額(単位:千円)
長期借入金		受取手形割引高	
新株予約権付社債		(6) 経営状況分析申請書に係る項目	金額(単位:千円)
固定資産(前期の金額)		当期原価償却実施額	

## 3 その他の審査項目

貸金不払の件数(審査対象事業年度, 単位:件)	
退職金一時制度導入の有無[0.無, 1.有]	
企業年金制度導入の有無[0.無, 1.有]	
業務災害死亡者の数(単位:人, 前2年合計)	(注)
業務災害負傷者の数(単位:人, 前2年合計)	(注)

注:共同企業体に参加した際に発生した業務災害に関する死亡・負傷者については、出資比率で按分してください。

なお、「前2年」とは、審査基準日の前年(1月1日～12月31日)及び前々年(同左)の期間を指します。

# 技 術 職 員 名 簿

申請者 \_\_\_\_\_

頁

数

□□□□ 頁

氏 名	生 年 月 日	記号	3	4	5	有資格区分コード	10	15	実務経験者 担当業務種 目	20	資格者証交付番号
		A									
		B									
		C									
		D									
		E									
		F									
		G									
		H									
		I									
		J									
		K									
		L									
		M									
		N									
		O									
		P									
		Q									
		R									
		S									
		T									

20

15

10

5